

『住宅用火災警報器』を設置してください！

東山梨行政事務組合火災予防条例により、新築の住宅は、平成18年6月1日から設置が義務付けられ、既存の住宅は、5年間の猶予期間を設けてありますので、平成23年5月31日までに設置してください。

悪質な訪問販売等にご注意！

- ※ 業者のこのような言動に注意しましょう。
 - 「消防署の方から来ました。警報器の設置が義務付けられましたので確認させてください。」
 - ※ 消防員が住宅にお伺いをして、住宅用火災警報器を販売することはありません。
 - 「消防署から許可を得て市内を回っています。」
 - ※ 消防署では特定の業者に販売を依頼することはありません。
 - 「全ての部屋に付けなければいけない。」
 - ※ 取り付ける場所は、寝室です。ただし、寝室が2階などの場合は階段にも取り付けることとなります。(台所は努力目標です。)
 - 「法偉がかわって、警報器を付けないと罰則がありますよ。」
 - ※ 設置については、あくまでも自己責任でありますので、罰則は設けられていません。

住宅用火災警報器・消火器等はクーリングオフ対象商品です。
 悪質販売でまされたら、
 ● 山梨県民生活センター
 ☎ 055-235-8455にご相談ください。

機器購入に関するお問い合わせはこちらに

住宅用火災警報器協議会
<http://www.jabo.go.jp/index2.html>
 ○ホームページにあるお問い合わせをご覧ください。

住宅用火災警報器に関するご質問などは、
 『住宅用火災警報器相談室』へお電話でご相談ください。

☎ 0120-565-911

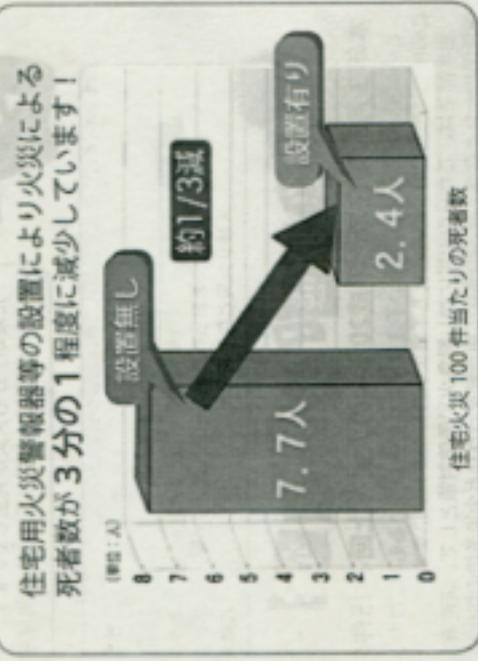
受付期間：月曜から金曜までの午前9時から午後5時
 (12時から1時を挟む) (土・日及び祝祭日は休み)

または 地山消防署 ☎ 32-0119
 山梨消防署 ☎ 22-0119

近年の住宅火災による死者数は年間1,000人を超えており、住宅防火対策は重要な課題となっています。

その住宅火災による死者数の発生状況は「逃げ遅れ」が最も多く、全体の約6割を占めています。また、半数以上が65歳以上の高齢者の方となっています。

このような状況の下、消防法の一部改正や火災予防条例によって、住宅火災による死者数減に有効である住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。



設置する場所

- 寝室・階段への取付けが義務付けられています。
- 台所・居室への取付けもお勧めします。

設置する機種

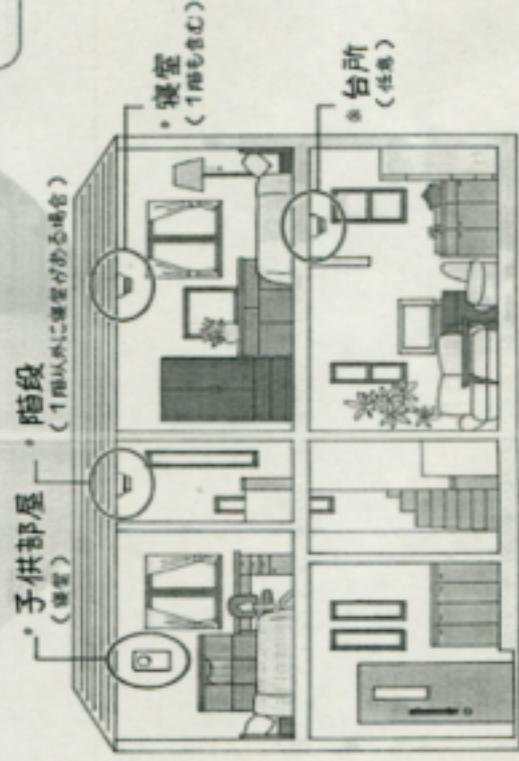
煙式…火災を早期に発見するために有効な方式です。(寝室・階段)
 熱式…調理などで煙や水蒸気が発生する台所などに適した方式です。
 ※イラストは必ずしも設置してください。



ご購入の際は、この「認定マーク」を日紋にしてください。

日本の法令に適合することを日本消防検定協会が保証するものには、「NSマーク」がついています。

※NSマークの付いている場所は、明確にご案内いたします。



住宅用火災警報器が火災の煙や熱を感知して警報音や音声で火災発生を知らせてくれます。